

令和4年度新埼玉県立図書館基本構想策定支援業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和4年度新埼玉県立図書館基本構想策定支援業務

2 業務の目的

少子高齢化や社会のデジタル化の進展、Society5.0の到来など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、埼玉県立図書館（以下「県立図書館」という。）は新たな県民ニーズに対応したサービスの一層の充実を図っていく必要がある。

また、現在2館体制である本県の県立図書館は、施設の老朽化や狭隘化が進行し、課題が顕在化してきており、これまで、将来を見据えた県立図書館の在り方を検討してきたところである。

本業務は、県立図書館の現状や課題を踏まえ、時代の要請に応じた県立図書館の在り方や機能等を検討し、新たな埼玉県立図書館の将来像や基本方針等を取りまとめた「新埼玉県立図書館基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定するに当たり、その業務を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

4 業務内容

埼玉県が「新埼玉県立図書館基本構想検討有識者会議（仮称）」（以下「有識者会議」という。）の議論や、県民参加のワークショップなど民意を反映する取組を踏まえた上で、基本構想を策定するに当たり、策定に係る業務を確実かつ円滑に遂行するため、受注者において以下の業務を実施する。

なお、受注者は、業務の実施にあたって、あらかじめ令和4年3月に公表した「新しいタイプの図書館検討有識者会議 議論のまとめ」（以下「議論のまとめ」という。）や令和3年3月に取りまとめた「新県立図書館在り方検討委員会報告書」（以下「検討委員会報告書」という。）の内容を確認しておくこと。

（1）基本構想の構成内容に係る検討・調査等

ア 前提条件の整理

埼玉県の特徴及び関連計画の精査や、図書館を取り巻く環境の分析、さらには県立図書館における蔵書数、貸出冊数及びレファレンス件数の推移等のサービス、運営体制、施設・設備の現状等を把握した上で、県立図書館の現状・問題点・課題を整理し、提供すること。

イ 新県立図書館の在り方の検討

(ア) 基本構想骨子の段階

(1) の前提条件の整理や発注者の検討状況等を踏まえ、基本コンセプト、将来像、基本方針、機能等の案を作成し、提供すること。

(イ) 基本構想素案の段階

第1回有識者会議の議論、県民意見の把握・分析を踏まえ、ブラッシュアップした案を作成し、提供すること。

ウ サービスの方向性の検討・具体化に向けた調査

(ア) サービスの方向性の検討

基本コンセプトや将来像等に基づき、サービスの方向性について案を作成し、提供すること。

(イ) サービスの具体化に向けた調査・分析

サービスの方向性を踏まえ、新たなサービスを具体化していくに当たり、類似事例等を調査し、コスト（費用対効果）や導入上の課題などを整理すること。

エ 蔵書規模や書架の検討

(ア) 蔵書規模の検討に必要な調査・分析

将来の蔵書規模について、発注者と調整の上、推計すること。

また、蔵書規模の推計に当たり、必要な調査・分析を行うこと。

(イ) 書架の検討に必要な調査・分析

書架（開架・閉架）について、基本的には近年整備された図書館の事例からパターンや種別などを整理すること。

オ 施設構成・施設規模の検討

(ア) 施設構成の検討

基本コンセプト、将来像、基本方針、機能等の案に基づき、施設構成、空間構成や利用者動線等の考え方について、必要な調査・分析を行うこと。

その上で、必要諸室について提案すること。

(イ) 施設規模の検討

エやオ（ア）を踏まえ、施設全体で必要な概算面積を算出すること。

カ 立地の検討

立地についての考え方について、必要な調査・分析を行うこと。

キ 整備スケジュールの検討

近年整備された図書館の整備の進め方について、必要な調査・分析を行い、整備スケジュール案について提案すること。

(2) 県民意見の把握・分析

ア 県民参加型のワークショップの開催

社会のデジタル化の進展、Society5.0の到来など、図書館を取り巻く環境が変化しており、例えば県民が接する情報や行動の在り方も変わってきている。

こうした中で、「少し先の将来を見据えながら、県立図書館をどのように活用していきたいか」などをテーマに、県民参加型のワークショップを実施することにより、県民の意識やニーズを把握し、基本構想策定の参考としていく。

(ア) ワークショップの企画・運営

ワークショップの企画・運営に当たっては、受注者と発注者が協議の上、詳細を決定するが、以下の点に留意すること。

- a テーマ
 - ・「県立図書館（情報、職員、空間）をどのように活用したいか」につながるもの
 - ・「知的活動（学習活動）において、紙資料、デジタル資料をどのように活用しているか（いきたいか）」につながるもの
 - ・「埼玉県の地域性を踏まえた県立図書館の役割」につながるもの
- b 参加者
 - ・デジタルネイティブや現在の県立図書館利用者以外の方など、幅広くかつ創造的な議論ができる参加者となることに留意すること
 - ・市町村立図書館職員が一定数参加することを配慮すること
- c 実施方法
 - ・県立図書館の役割や新しい図書館像に関して、参加者と情報共有した上で、建設的な議論ができるよう工夫すること
例えば、フォーラム（基調講演やパネルディスカッション等）を開催し、その後ワークショップを開催することが考えられる
 - ・ワークショップ開催にあたっては、オンラインで配信するなど、議論を広く一般に向けて公開するよう工夫すること
 - ・参加者数や回数、連続性等については、より効果的な意見の集約が図れる方法とし、参加者の人数や属性等は、発注者と十分に協議を行いながら決定すること
 - ・ワークショップ等の開催においては、進行、ファシリテーション、議論の取りまとめ、参加者へのアンケート等による意見聴取などを受注者において行うこと
 - ・外部講師等が必要な場合は、講師等の選定、講師との調整、当日の講師対応は、基本的には受注者において行うこと
- d 費用負担
 - ・以下の経費については、発注者が負担するものとする。
フォーラムを開催した場合の講師やパネリスト謝金、会場費
ワークショップの会場費（ただし4回程度）
- e その他
 - ・ワークショップのファシリテーションの一部に県職員を参加させ、ファシリテーションの技術的な研修を行うこと
- (イ) 参加者の募集、管理
 - a 参加者の募集
 - ・ワークショップへの参加者は一般から広く公募することが望ましいが、デジタルネイティブや現在の県立図書館利用者以外の方などに参加してもらうため、効果的な募集方法も検討すること
 - b 参加者の管理
 - ・参加者へのワークショップ開催にあたっての連絡調整や意見の集約等を行うこと
 - ・参加する意欲を維持していくために、継続的に連絡をとる等工夫を行うこと
- (ウ) ワークショップにおける議論の可視化・分析
 - ・ワークショップ等で拾い切れなかった議論や、今回の手法に対する評価を収集するため、参加者に対してアンケートを実施すること
 - ・ワークショップで得られた意見については、参加者以外も含めた県民へ理解促進を図るために、開催概要及びレポートとしてまとめること
 - ・開催概要については、分かりやすく言語化やビジュアル化等を行い、県ホームページで公表できるような文案、デザインとすること

- ・レポートについては、ワークショップにおける議論のまとめのほか、議論の経過や参加者の思いなど、ワークショップの全体をまとめたものとする

イ その他、県民（県内団体等も含む）意見の把握に関する取組の支援

発注者において、県立図書館の連携協力関係にある団体・機関等へのヒアリングを実施する予定であるが、「県民意見の把握・分析」が全体として機能していくために、適宜、情報を把握し、必要な支援を行う。

また、量的アンケートに関する県の実施状況を踏まえ、必要に応じて、県を支援する。

ウ ア及びイを踏まえた分析と基本構想への反映の提案

ア及びイを踏まえ、「県民意見の把握・分析」結果について、基本構想への反映の提案を行う。

(3) 有識者会議の支援

県生涯学習推進課が事務局を務める有識者会議（※1）において、本業務を基に資料を提供し、必要に応じて説明を行う等、随時県の要求に応じて支援を行うこと。

※1 有識者会議

令和4年7月以降、年度内に3回程度開催を予定している。

5 業務スケジュール

以下のとおり、予定している。なお、詳細日程は受注者と発注者が協議の上決定する。

(1) 第1回有識者会議に提供予定

基本構想骨子

- ・全体の構成
- ・沿革や現状・課題
- ・基本コンセプト、将来像、基本方針等

(2) 第2回有識者会議に提供予定

基本構想素案（県民意見の把握・分析を踏まえた上で作成）

骨子で示したものに以下を追加

- ・施設整備の方向性（蔵書規模、施設規模、施設構成等）
- ・立地の分析、整備スケジュール等

(3) 第3回有識者会議に提供予定

基本構想（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本構想策定	基本構想の骨子 基本コンセプト・サービスの方向性		基本構想素案		基本構想（案）		基本構想策定（公表）					
		契約締結	現状・課題の整理 将来像や基本方針等 県民ワークショップ等 企画・準備		主なサービス 蔵書規模、施設規模、施設構成等 県民ワークショップ等実施 県民意見の把握・分析			最終調整				
有識者会議				第1回 有識者会議				第2回 有識者会議			第3回 有識者会議	

6 成果物

(1) 成果物の提出

本業務をまとめた報告書及びその電子データを成果物とする。電子データについては、発注者の可能な限りPC環境で加工可能な形式で納入すること。

なお、成果物の提出に当たっては、事前に発注者の確認を受け、承認された上で提出すること。

ア 提出書類及び部数

報告書 5部

上記を電子的に記録した媒体 3枚

イ 仕様

A4版くるみ製本又はA4の用紙に印刷しファイルに綴じて提出

(2) 中間報告

ア 第1回有識者会議までに、4(1)ア及びイに係る資料を提出すること。

イ 第2回有識者会議までに、4(1)ウ～キに係る資料及び4(2)に係る資料を提出すること。

ア及びイについては、各々有識者会議の資料として活用するものとし、提出範囲等については、発注者と協議の上決定する。

(3) 成果物の帰属

本業務の成果品及び業務遂行のために収集した情報等はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承諾なく公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

7 委託業務実施に当たっての留意事項

(1) 受注者は、発注者と十分協議を行いながら、本業務を遂行すること。

(2) 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。

(4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受注者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(5) 本業務に係る経費は、報告書の作成、送経費を含め、原則としてすべて委託金額に含まれるものとする。

8 その他

その他本仕様書に記載のない事項については、受注者と発注者が協議の上決定する。